

5月臨時会

令和2年5月臨時会は、5月14日に行われ、市長等の給料の特例に関する条例などの市長提出議案4件について審議されました。

◇専決事項の専決について

(吉川市国民健康保険条例及び吉川市後期高齢医療に関する条例の一部を改正する条例)

新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる被用者で、休業したことにより給料の全部又は一部を受けることができないものについて、傷病手当を支給する制度を整備するため、専決し処分したものです。主な内容としては、新型コロナウイルスに感染し、又は感染が疑われる被用者からの申請により、休業した日から起算して3日を経過した日から休業した機関について直近3か月の平均給与収入の3分の2を傷病手当として支給します。

◇専決事項の専決について

(令和2年度吉川市一般会計補正予算(第1号))

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため特別定額給付金給付事業の事務費の一部について緊急に予算措置する必要が生じたため、補正予算を専決処分したものです。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ3585万1000円を追加し、予算総額は、230億6785万円となりました。

◆市長等の給料の特例に関する条例

新型コロナウイルス感染症拡大による市民への影響を考慮し、市長、副市長、教育長の給与及び期末手当について、令和2年6月1日から令和2年8月31日まで、現在の給料月額から市長は10%、副市長は7%、教育長は5%をそれぞれ減額するものです。

減額する合計額は、95万9880円で、今後の新型コロナウイルス感染症対策に充てられます。

◆令和2年度吉川市一般会計補正予算(第2号)

75億59万9000円の補正予算が計上され予算総額は、305億6844万9000円

となりました。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、市民一人当たり10万円を支給する特別定額給付金給付事業と子ども一人当たり1万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金事業のほか、生活に困窮する方への住居確保給付金給付事業の支援拡充に対応する扶助費や児童施設などの感染症拡大防止を図るための費用、更に予備費について、緊急対応により既にその一部を活用したことから、今後の不測の事態に備えるため増額します。

― 討 論 ―

市長等の給料の特例に関する条例に対し、1名の議員が討論を行いました。

【反対】 吉川 敏幸 議員

①報酬を削減しても、1円も誰の所得は増えない。誰かの支出は誰かの所得。今やるべきは地域経済を下支えするために市内での消費を増やす、政府に財政支出を求めること。

②近隣市町への影響。報酬削減の流れが広まれば広まるほど、消費が減るので、倒産や失業が増える。そして、これからのコロナ恐慌から脱するのにより時間が掛かる。

③消費が減少する↓給料が減少する↓デフレスパイラルに陥る。

④大きな災害が起きた時に、痛みを分かち合うと報酬削減、政府の赤字が増えたから増税という風潮が続くことが、将来世代にツケを残すことになる。よって、この誤った流れを断ち切るため、反対とした。

→新型コロナウイルス感染症対策のため、間隔をとり、換気をしながら行われた臨時会の様子。



○補正予算とは

議会で議決されている市の予算について、その後生じた緊急且つやむを得ない事象について予算の補正をするものです。

○討論とは

議題になっている事件に対して、自己の賛成又は反対の意見を表明することで、自己の意見に反対の者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛成させるために行います。討論は、同一議員が同一議題について、1回に限り行うことができます。

○専決事項の専決とは

予算や条例などを首長が議会の議決を経ずに自らの権限で決めることです。地方自治法で定められており緊急時で議会を招集する時間がない場合のほか、議会が議決すべき議案を議決しないといったときなどでも認めています。処分後には議会で報告して承認を求める必要があります。

